

市政最前線

企業立地奨励制度などで

活力ある事業活動を支援します

本市では昨年四月に「企業立地促進条例」を施行し、新たに企業が立地したり、すでに事業を営んでいる企業が施設の増設や更新を行う際に、奨励金を交付する制度をスタートさせました。

二十一世紀の大競争時代に突入した今、市内の各企業は生き残りをかけて事業規模の拡大や合併・提携による事業の再編、あるいは生産構造の転換による新商品の開発や新分野への進出などに取り組んでいます。この条例は、そのような企業活動を支援し、今後本市において事業を継続していただくことで、税収と雇用の場を確保しようとするものです。これまでに八事業所の十四施設を奨励の交付対

予算化された新たな事業

事業の途中経過

特集のその後

象施設として認定しました。

また、新商品・新技術の開発を支援する新規産業創出補助金制度も新たな事業展開を目指す中小製造事業者のみなさんに好評で、平成十一年度の導入以来、これまでに六事業を助成対象として認定しています。

今後効果的な支援策を打ち出し、市内の企業が豊かで創造力にあふれ、活力ある生産活動に取り組めるような環境づくりに努めていきます。

企業立地奨励制度

対象：製造業、自然科学研究所、モノづくりを支えるソフト産業（ソフトウェア業ほか）、環境や福祉などの分野における新規成長事業

など
交付額と交付期間：新増設にかかる固定資産税・都市計画税相当額の二分の一を三年間交付（上限五億円）
申込期間：新増設の工事完了後三十日以内

新規産業創出補助金制度

対象：市内で一年以上操業している中小製造業者が新技術・新製品を開発しようとする費用

交付額：必要経費の二分の一以内（上限九十万円）
第一回申込期限：六月二十九日

工業団地・研究所用地の分譲

工業団地・研究所用地の分譲区画

四日市ハイテク工業団地（山之一色町・垂坂町）	
34,758㎡ 44,000円/㎡	
南小松工業団地（南小松町 4区画）	
3,681㎡ 38,000円/㎡	3,955㎡ 30,000円/㎡
6,619㎡ 35,000円/㎡	5,650㎡ 36,000円/㎡
あがた栄工業団地（平尾町 2区画）	
2,421㎡ 41,000円/㎡	6,611㎡ 41,000円/㎡
鈴鹿山麓リサーチパーク（桜町）	
17,100㎡ 37,800円/㎡	

問い合わせ 商工課

（☎54・8178）

あなたの
こえ 声 こ
広聴のコーナー
ご意見・ご提案をお寄せください

あて先は
〒510-8601 市役所市民生活課 広聴係
TEL54-8147 FAX59-0284
四日市市公式ホームページ
<http://www.city.yokkaichi.mie.jp>
「市政への提案箱」へ
〔住所・名前を明記してください〕

今回は、市民生活課にお寄せいただいたご意見・ご質問の中から抜粋・要約したものを掲載させていただきます。

中核市になると市政はどう変わるのですか 市民サービスの向上を図ることが出来ます

ご質問

四日市市は中核市の指定を目指しているところですが、中核市になることが本当に必要なのでしょうか。また、中核市になると市政はどのように変わるのですか。

市から
中核市とは、政令指定都市（横浜市、大阪市、名古屋市など）に次ぐ都市制度で、平成八年四月に創設されました。指定要件は、人口三十万人以上、面積一〇〇平方キロ以上で、現在二十

八市（岐阜市、静岡市、浜松市など）が指定されています。中核市になると、都道府県から多くの事務権限（約七百五十項目程度）が委譲され、これまで県が行ってきた行政サービスが市が行うこととなります。保健衛生関係の行政サービスが市が一括して行うことが可能になり、都市計画関係の事務についても市で行えるようになるなど、より多くの事務処理権限を持つことになり、二カ月程度かかっていた身体障害者手帳の交付手続き

市民と市の協働事業の プレゼンテーションを見学してみませんか？

「自分たちの住むまちをより良くしたい。これはすべての人に共通する思いではないでしょうか。NPO活動は、この思いを実現させるための一つの方法です。」

市民のみなさんのニーズが多様化してきている現在、従来の行政主導によるまちづくりでは、そういったニーズに対応することができなくなっています。公共サービスの提供者として、今後市政が重要な役割を果たしていかなければならないことは言うまでもありませんが、市民



市民活動団体との協働で作られた子育て情報誌と市民活動団体のみなさん

のみなさんがそれぞれの生活に応じたサービスを選択・享受することができるようになるためには、市民のみなさんのまちづくりへの参加・参画が必要不可欠です。こうしたことから、NPO団体や企業などによる民間活動がますます重要になってきており、中でも公益的活動を行うNPOは、公共サービスの担い手としての役割が大いに期待されています。市民のみなさんと市がパートナーシップを取り、協働で事業を進めるには、市民・企業・市などのさまざまな分野の人で構成される実行委員会によるものや、市民団体への委託・補助など、さまざまな方法が考えられます。しかし、いずれの方法にしても、協働で事業を行う上では、それぞれの団体などの自主性や独立性が尊重されなければなりません。

せん。さらに重要なことは、市の行政目的とNPOなどが実現しようとする公益的目的（ミッション）が一致することです。

そこで、協働が可能な企画について広く募集をしたところ、幾つかの団体から企画提案がありました。市では、応募のあった企画内容について審査をするため、応募団体による説明会（プレゼンテーション）を予定しています。このプレゼンテーションは、市内のNPOなど市民団体の活動状況を市民のみなさんに知っていただくために公開で開催します。ぜひお越しください。

日時 六月十六日（土） 午前九時三十分
場所 市民活動センター（蔵町四・十七）

問い合わせ先：市民活動センター（蔵町四・十七） ☎50・0201 Eメールアドレス center@npo.city.yokkaichi.nie.jp または市民生活課NPO担当（☎54・8117）

が一月程度に短縮されるなど、市民のみなさんに対する行政サービスの向上を図ることができるようになります。また、迅速かつ主体的な行政判断が可能になり、この結果、市民のみなさんと行政が一体になったまちづくりを推進することができるようになります。

昨年の豪雨被害を教訓に浸水対策を強力に進めてほしい

雨水を貯留する施設などを計画中です

昨年九月の豪雨では、市内でも大きな被害が出ました。今後、浸水対策にもっと力を入れるべきだと思います。

ご意見

市から

本市では海岸沿いに家屋が集中しており、その多くは河川堤防より低くなっています。このため、これらの地域においては、雨水の大部分をポンプによって強制的に海や川へ排水しています。

昨年の豪雨では、これまでに例のない記録的な雨となり、ポンプの排水能力を超えてしまったために水路などから水があふれ出し、大きな被害が出ました。

す。このようなことから、中核市の要件である人口三十万人を目指し、市町村合併も含めて人口増加に向けた各種施策の展開に積極的に取り組んでいます。

政策課（市役所8階 ☎54・8112）



朝明ポンプ場（増設部分）

これらの教訓を生かし、雨水対策についての現行の整備計画を早期に完了させるとともに、雨水調整池や雨水貯留管など、雨水を一時的にためる施設などの整備を進める予定です。このほか、農地の保全や、道路・公園整備における雨水浸透材の採用など、総合的な対策を推進することとしています。

下水管理課（市役所5階 ☎54・8222）